

7 計画の推進体制と評価及び見直し

(1) 計画の推進体制

本計画の目標達成に向け、隣接市、千葉県、国、警察と相互に連携しながら推進するとともに、計画的な整備について調整を図ることとします。

(2) 自転車ネットワーク計画の評価及び見直し

本計画は、令和10年度に自転車通行空間の整備状況を確認するとともに、今後の社会情勢や交通状況の変化、国のガイドラインの改定、県の動向、新たな整備課題等に対応し、必要に応じて見直しを行います。